

建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル

滋賀県土木交通部

本マニュアルは、「工事における余裕期間制度実施要領」の運用について示したものである。

1. 各方式のイメージ

2 条関連

1 発注者指定方式



2 任意着手方式



2. 対象工事 3条関連

下記の要件に該当する工事は対象外とする。

- (1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼす工事
- (2) 災害復旧、維持作業などの緊急を要する工事
- (3) 余裕期間を設定することにより工事の終期日が予定していた完了予定年度から変わる、または変わる恐れがある工事
- (4) 余裕期間を設定することにより、工事の開始日が契約年度の3月末日を越え、または越える恐れがある工事で、予算措置上、年度内に前払金を支払うこととしている工事
- (5) 繰越が想定される工事
- (6) 前工事の仮設物を引き継ぐ工事
- (7) 契約後、速やかに現場管理を行う必要のある工事
- (8) その他、余裕期間を設定することで事業への影響がある工事

3. 適用工事例と注意点 3条関連、4条関連

各方式において注意点と想定される適用例は以下のとおり。

発注時の余裕期間はおおむね30日以上となるように設定することを基本とする。

1 発注者指定方式

(1) 適用例

関連工事（前工事）の完了後でなければ着手できない工事。また、出水期や関係機関との調整等で着手時期が限定されている工事

(2) 注意点

特に工事開始日を指定する必要がある場合は、任意着手方式の採用を検討すること。

2 任意着手方式

(1) 適用例

後工事までの間に余裕がある工事。また、開始日を任意に設定することで他の工事の進捗に影響しない工事

(2) 注意点

特に工事開始日を指定する必要がある場合は、任意着手方式を基本とする。

債務負担による工事で、予算措置上、年度内に前払金を支払うこととしている場合は、工事開始日の16日以前は前払い金を支払うことができないことから、開始期限日の設定に注意すること。

4. 余裕期間の明示 4条関連

特記仕様書に明示するものとし、記載例は以下のとおり。赤字部は公告時には削除する。

発注者指定方式の場合に記載

第●条 余裕期間制度

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者

確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事である。取り扱いについては、[滋賀県ホームページ掲載の「工事における余裕期間制度実施要領（令和2年2月）（滋賀県）」](#)および「[建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル（令和3年2月）（滋賀県土木交通部）」](#)に基づくものとする。

[滋賀県ホームページ](#)

[滋賀県>事業者の方>入札・売却・指定管理>公共工事>記事一覧「余裕期間制度について」](#)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/>

2. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. 余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。
4. コリンズへ登録する技術者の従事期間は、実工期の範囲で従事する期間を登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
6. 実工期：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する工事の始期および終期を記載。

（余裕期間：契約締結日から令和▲▲年▲▲月▲▲日までの期間、工事開始日：令和■■年■■月■■日）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

任意着手方式の場合に記載

第●条 余裕期間制度

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、[滋賀県ホームページ掲載の「工事における余裕期間制度実施要領（令和2年2月）（滋賀県）」](#)および「[建設工事における余裕期間制度 運用マニュアル（令和3年2月）（滋賀県土木交通部）」](#)に基づくものとする。

[滋賀県ホームページ](#)

[滋賀県>事業者の方>入札・売却・指定管理>公共工事>記事一覧「余裕期間制度について」](#)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/>

2. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

3. 余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。
4. コリンズへ登録する技術者の従事期間は、**実工期の範囲で従事する期間**を登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
6. 実工期：工事開始日から●●●日間

↑※発注者が指定する実工期を記載。

(ただし、令和■■年■■月■■日（工事開始期限日）までに工事を開始すること。)

↑※工事を開始しなければならない最終日を記載

契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事開始日の変更をすることができる。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

5. 開始日、工期延期の考え方 4条関連

1 開始日

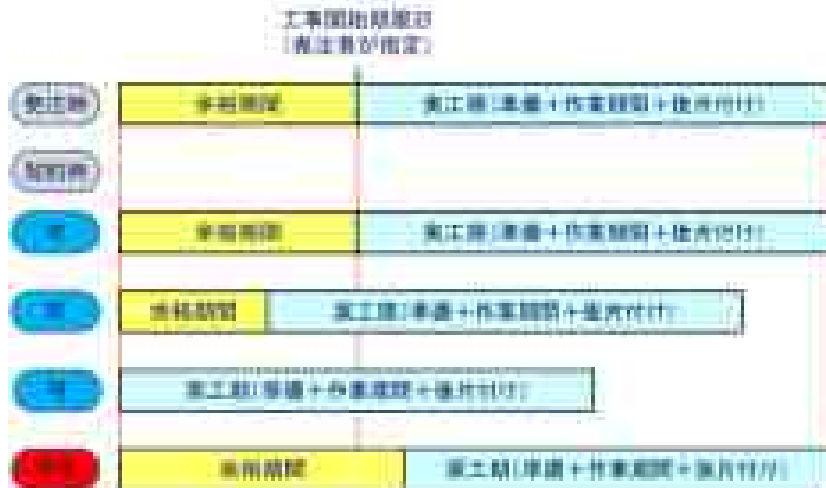
(1) 発注者指定方式はあらかじめ定めた余裕期間、工事開始日が契約条件となっているため、原則として変更しない。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも工事開始はできない。



(2) 任意着手方式は工事開始期限日までの間で、受注者が工事開始日を定めた場合、工事開始日の 14 日前までに監督職員と協議の上で契約変更を行うことで余裕期間の変更が可能。

ただし、余裕期間が変更されても、実工期は変更されない。



2 工期延期等

- (1) 工事内容の変更等の事由により工期の延期が必要となった場合は、変更契約することで、延期が可能となる。延期日数は発注者の積み上げた日数を原則とする。
- (2) 余裕期間内は原則として、工事の一時中止を通知することはできない。
- (3) 余裕期間内は原則として、工期の短縮を請求できない。

3 積算に用いる工期

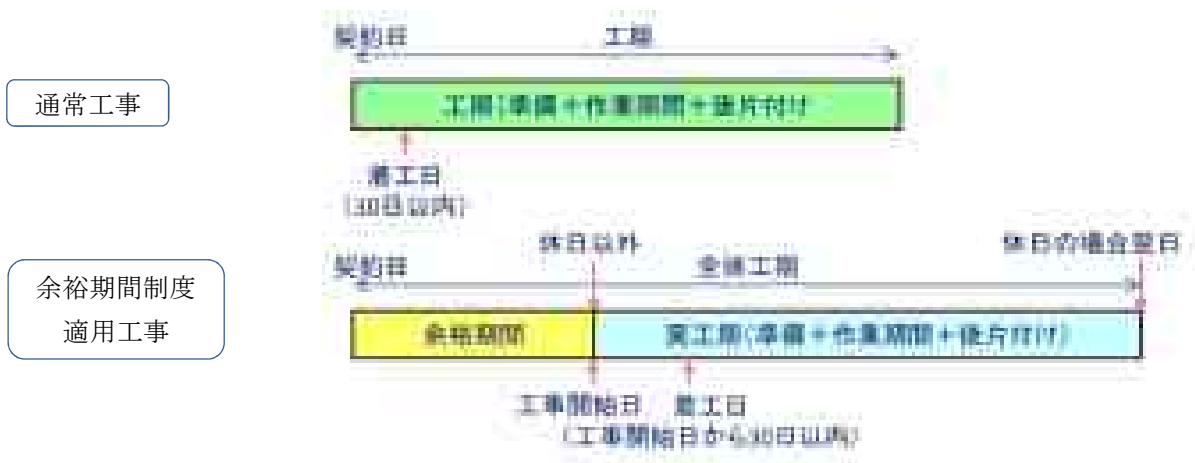
交通誘導警備員や賃料などの積算は、実工期に基づき行い余裕期間は考慮しない。

なお、実工期は、工事を実施する上で必要となる期間であり、余裕期間を設けない場合の契約期間と同義のものであり、算定にあたっては「土木工事における適切な工期設定のためのガイドライン」等に基づき適切に設定するものとする。また、準備、後片付け期間および、その他の不稼働日(工事抑制期間)については別途加算する。

6. 受注者による開始日等の設定 5 条関連

- (1) 休日（滋賀県の休日を定める条例（平成元年 3 月 30 日条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日をいう。）を工事開始日に指定することはできない。
- (2) 任意着手方式の工事開始日は、契約日までに発注者に所定の様式により通知する。
通知は書面の提出を基本とするが、電子メールによる PDF 形式での提出やファクシミリによる電送での提出も可能である。
- (3) 工事開始日から 30 日以内に工事着手しなければならない。
- (4) 契約日までに工事開始日の通知の無い場合は、契約日を工事開始日とみなし契約後 30 日以内に工事着手し、着手日以降は現場代理人の常駐および監理技術者等の専任を必要とする。
- (5) 工事開始日の指定により定まる工事の終期日が休日となる場合は、翌日を工事の終期日とする。

(6) 余裕期間内は原則として、工期の延長を請求はできない。



7. 余裕期間中の制限

6条、8条、9条関連

		受注者 (元請・下請)
契約行為	資機材手配	○※
	労働者手配	○※
技術者等	現場代理人の常駐	禁止
	技術者の配置	不要
現場作業等	工事看板等の設置	×
	起工測量 (草刈り含む)	×
	資機材等の現場搬入	×
	現場事務所の設置	×
	工場製作の着手	×
	現場内の立入	△

余裕期間中の現場管理については、発注者の責任により行うため現場内の立会等は発注者の了解を得る必要があります。

また、工事着手とみなされる行為を行うことはできません。

※受注者の責において行う。

8. 技術者の配置 6条、7条関連

1 配置技術者については、発注者が定める工事開始日または受注者が通知する工事開始日を基準日として当該日から技術者を配置する必要がある。

前工事の配置技術者を後工事への配置の可否は下図のとおり。



前工事または後工事が技術者の専任を要する工事であっても、余裕期間内に前工事が完了すれば同一の技術者を配置することができる

競争参加資格として求めた技術者についても、工事開始日において技術者を配置しなければならない。

実工期期間における現場代理人の常駐緩和および兼務に関する手続きは余裕期間内に行うことができる。(※実工期、実工期の組み合わせ)

余裕期間内における現場代理人の常駐緩和および兼務に関する手続きは、余裕期間中は現場代理人の常駐をしないことから不要とする。(※実工期、余裕期間の組み合わせ)

9. 技術者の確認 7条関連

通常の工事では着手日（工事着工届の記載の着工日）において技術者の専任確認を行うが、余裕期間制度適用の工事では工事開始日において、技術者の配置確認を行い、工事着工届の記載の着工日に技術者の専任確認を行う。

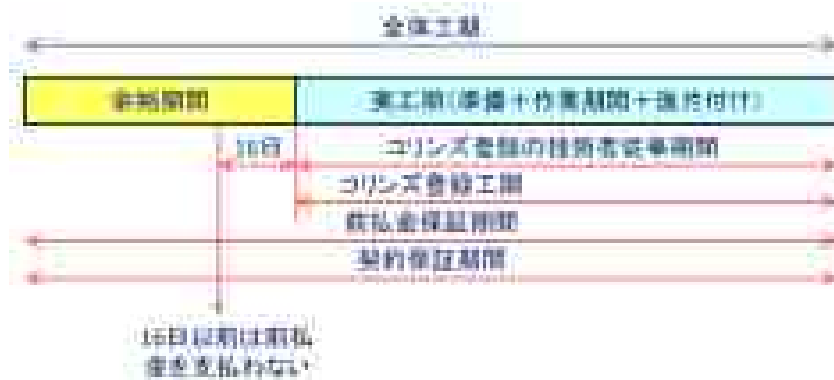


10. 契約事務等 11条関連

- 1 コリنز（CORINS）への登録は、工事開始日後 10 日以内までに行うものとする。コリنز登録時、契約工期は全体工期（余裕期間+実工期）を入力し、「余裕期間あり」へチェックし全体工期の入力をするものとする。技術者の従事期間は実工期の範囲で従事した期間を入力するものとする。

なお、余裕期間制度の対象工事であることを明確にするため、工事概要において『余裕期間制度適用工事』と記載する。

- 2 前払い金の請求は、工事開始日の 16 日以前は支払わない。
- 3 契約保証にかかる期間は全体工期とする。



11. 提出書類の取扱い 11 条関連

一般土木工事等共通仕様書（滋賀県）に定められている「始期日」を「工事開始日」へ読替え、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 工程表を契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて提出するものとし、工程表に記載する工期は実工期とする。
- (2) 工事着工届書は工事に着工しようとするときに提出するものとする。
- (3) 工事開始日前までに現場代理人等を定め、所定の様式により届け出るものとする。
- (4) 工事開始日前までに、建設業退職金共済制度掛金収納書を提出するものとする。
- (5) 工事着手までに施工計画書を提出するものとする。
- (6) 余裕期間においては履行報告を要しない。
- (7) その他書類へ記載する契約工期は様式等に定めのある場合を除き、実工期とする。

12. 成績評定について

工事成績評定考査項目における工期は実工期と読み替え、評定を行う。

13. その他

本マニュアルは令和 2 年 2 月 1 日より適用する。

本マニュアルは令和 3 年 3 月 1 日より適用する。